

奈良県告示第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、市場土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和五年八月十八日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 中岡 總夫 大和高田市大字市場四〇九

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 吉田 昌史 大和高田市大字市場一六六一